

クローバー News

成年後見制度利用促進基本計画の概要及び 内閣府ヒアリングについて

齋藤 敏靖／埼玉県支部
(クローバー運営委員会 副委員長)



はじめに

すでにご承知と思いますが2017(平成29)年3月24日に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。また2016年(平成28)年10月24日、内閣府にて同基本計画案の策定に関して公益社団法人日本精神保健福祉士協会として、関係団体と一緒に長谷川委員長(クローバー運営委員会)と私がヒアリングを受けました。

今回はそのご報告と共に成年後見制度利用促進基本計画のポイントを押さえて述べます。

なお、認定成年後見人ネットワーク「クローバー」(以下「クローバー」という。)としては、従来から現行の成年後見制度は権利擁護の観点から不備が多いため、抜本的な法改正をすべきとの立ち位置です。特に後見類型が問題です。その改正がないまま「促進」すべきではないとも考えています。しかし、すでに事態は動いてしまっていることから、ヒアリングではクローバーの立ち位置を述べつつ、精神障害者の成年後見制度利用の現状について説明することとしました。

1. 成年後見制度利用促進基本計画について

ポイントは以下になります。

- (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

注目すべきは、運用面において「利用者の個別のニーズを踏まえた周知活動・相談対応等も強化する」として後見に関する相談体制について言及の他、家庭裁判所に対しては「家庭裁判所が後見等を開始する場合には、本人の生活状況等を踏まえ、本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することができるようにするための方策を検討する」としており、「精神障害者には精神保健福祉士を」という流れができると期待しています。

2. ヒアリングで述べたこと

ヒアリングでは、横浜宣言や精神障害者の特性を踏まえ「精神障害者の成年後見制度利用を促進するために」として、現行制度は以下が課題であると述べました。

- ① 保佐・補助類型にも任意後見のように保佐・補助人を指名できる制度にする。
- ② 類型変更や終了の決定・手続きが弾力的かつ迅速に行える制度にする。
- ③ 個人受任以外の多様な受任形態を増やす。
- ④ 被後見人が必要な治療を受けられるような仕組みの構築を行う。

特に①に関しては、現状の制度では後見類型はもちろん保佐・補助類型であっても制度利用の意志を確認するのみで「誰が」後見人等になるかについては、あくまでも家裁の決定であり、当事者の意志は原則反映されません。また②に関しては、状況によって意思能力の変化が大きい精神障害者の場合、適宜適切な類型変更等が必要ですが、その手続きが煩瑣であるため変更は行われにくい現状です。このことから漫然と制限が行われていたり、必要な支援が行われないこともあります。

おわりに

今回ヒアリングでは原理・原則を中心に述べたため、基本計画に直接的に反映された部分は多いとは言えません。しかし、間接的には前述した家庭裁判所への言及など、幾つかは理解してもらえたのではないかと考えます。特に「意思決定支援」という用語を成年後見に関する計画に盛り込めたのは三類型の見直しを図る上で契機となると思います。無論これは障害者の権利条約や横浜宣言の基本的なラインであり、我々の成果とはいえないのはもちろんです。しかし、ソーシャルワーカーとして言うべきことは言ったということでしょう。

基本計画の総合評価ですが、私見ではあくまでも「基本計画」です。今後、抜本的な法改正が必要である点はそのまま残っています。基本計画を「絵にかいた餅」にしないためにも、適宜必要な意見を言えるクローバーであることが求められると思います。そのためにも日々の実践を積み重ねることの重要性を強調したいと思います。



クローバー事務局よりお知らせ

お待たせしました！今年度の継続研修(集合研修)開催予定のご案内です。今年度は2回の集合研修開催を予定しています。

◆第1回：東京会場

日程：2017年11月5日(日) 会場：ビジョンセンター一田町(JR田町駅徒歩2分、都営線三田駅 徒歩1分)

◆第2回：愛知会場

日程：2018年2月18日(日) 会場：名古屋駅近辺を予定

正式にご案内できる段階になりましたら、登録者のみなさまには開催案内をご郵送させていただきます。

認定成年後見人ネットワーク クローバー 登録・受任・活動状況

1) 認定成年後見人ネットワーク クローバー登録者

2017年5月31日現在登録者 147名

ブロック	人数	都道府県支部内訳(※)
北海道ブロック	4	北海道4
東北ブロック	12	青森1、岩手3、宮城5、山形2、福島1
関東・甲信越ブロック	56	栃木1、群馬1、埼玉12、千葉8、東京21、神奈川9、山梨3、長野1
東海・北陸ブロック	19	岐阜2、静岡5、愛知12
近畿ブロック	10	京都2、大阪3、兵庫5
中国ブロック	6	鳥取1、岡山1、広島2、山口2
四国ブロック	7	徳島1、愛媛5、高知1、
九州・沖縄ブロック	33	福岡13、熊本8、宮崎1、鹿児島2、沖縄9

※登録者の所属支部で算出。勤務先(勤務先なしの場合は自宅住所)が所在する都道府県。

2) 認定成年後見人ネットワーク クローバー受任状況

(2017年6月15日現在)

家庭裁判所等からの受任相談件数 161件

正式受任 105件

受任中 98件

受任終了 13件

宮城3、埼玉3、千葉1、東京28、
神奈川6、山梨1、岐阜1、静岡1、
愛知1、大阪2、鳥取1、愛媛2、福岡22、
熊本20、宮崎1、沖縄3、家裁外2

北海道2、宮城1、
東京7、静岡1、
福岡1、熊本1

受任前調整中 8件

東京2、神奈川2、家裁外相談4

※受任案件の取扱家庭裁判所の都道府県で算出。

3) 認定成年後見人ネットワーク クローバー 活動状況

(2017年3月1日～2017年5月31日)

- 3月22日 第1回埼玉県クローバー登録者の集い
- 3月22日 成年後見制度利用促進基本計画の案についての説明会
(長谷川委員長、岩崎委員、毛塚委員)
- 4月14日 第3回東京都クローバー登録者の集い
- 4月20日 神戸家庭裁判所訪問
(安部委員、川井委員、美藤氏クローバー登録者/兵庫県支部)
- 5月27日 第5回神奈川県クローバー登録者の集い
- 5月30日 第4回埼玉県クローバー登録者の集い

クローバー運営委員の紹介 その15

川井 邦浩さん



2016年9月からクローバー運営委員(以下、「運営委員」という。)として活動させていただいております大阪支部の川井邦浩と申します。私が成年後見活動に関心を持ったきっかけは職場の異動で精神科病院の医療福祉相談室から地域生活支援センターに所属し、地域で生活する利用者や長期間の入院生活からの地域移行者とかかわる中で意思決定支援の必要性を感じたことでした。その後、日本社会福祉士会の「ばあとなあ」の養成研修を受講し、「ばあとなあ」の登録者として6名受任し、様々な経験をさせていただきました。現在、「ばあとなあ」の登録者として4名、クローバーの登録者として1名の計5名の後見活動を行っています。

また、これまでに、「ばあとなあ」の支部の活動にもかかわる機会があり、精神疾患や精神障がいの方の受任依頼が非常に多かったことと、私自身が業務でかかわる中で成年後見制度が必要な利用者が多いことから、精神保健福祉士が成年後見活動に携わることの重要性を実感しています。よって、一人でも多くの精神保健福祉士が成年後見制度に関心を持ってもらいたいという思いで運営委員として活動しております。ただ、クローバー運営委員会(以下、「運営委員会」という。)への出席も2回目、議事が多く、その内容の中には丁寧に検討する必要がある事柄が多いこともあり、私が運営委員として役割を果たすことができるのか、一抹の不安を感じることもあります。

今後、運営委員会の出席を含め、様々な機会を通して自身の役割を果たせるように活動できればと考えております。また、一人でも多くの方が認定成年後見人ネットワーク「クローバー」の活動に賛同し、一緒に活動していただける仲間が増えることに貢献できれば幸いです。

今後とも、どうぞよろしく願い致します。



編集後記

梅雨の時期に入りました…。じめじめとした日が続いておりますが、お元気でしょうか。

現在、クローバーの活動として、各都県で「登録者の集い」が開催されるようになりました。しかし、この集いには開催都県の登録者のみではなく、近隣の県のクローバー登録者が参加していることも特徴です。ですので、「東京じゃないわ。」などと考えず、各都県の集いに足を運んで頂ければ、と思います。

受任している方はその悩みを、受任したての方は事務的は質問を、そして、受任を悩んでいる方は背中を押す一歩を貰えるかも知れません。お待ちしております！

(毛塚 和英)

